事業性資金

信頼 ＜SI-N-RA-I＞

令和 8 年 1 月 20 日現在

商　品　名	• 事業性資金（信頼 ＜SI-N-RA-I＞）
ご利用頂ける方	• 個人自営業者・法人。 • 信用不安がない先。 • 若狭町から高浜町の間で自己所有（家族所有でも可）の家屋に居住しており、当金庫が適当と認めた方（法人の場合は代表者） • 当金庫の会員となれる方。 ①当金庫の地区内に住所または居所を有する方。 ②当金庫の地区内に事業所を有する方。 上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることができます。 なお、会員となっていただかなくともご融資させていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫本支店までお問い合わせ下さい。
お使いみち	• 運転資金・設備資金とします。
ご融資金額	• 10 万円以上 500 万円以内（10 万円単位）とします。
ご利用期間	• 最長 13 年以内（最長 3 年の据置期間を含む）とします。 • 最長据置期間は、返済期間別により下記のとおりとします。

返済期間	据置期間
3 年以内	最長 1 年間
7 年以内	最長 2 年間
7 年超	最長 3 年間

ご融資利率	• 「固定金利型」「変動金利型」とします。 • 当金庫の所定の利率を適用させていただきます。なお、「変動金利型」のご融資利率は金融情勢などに応じ変動します。
ご返済方法	• 証書貸付形式とします。 • 元金均等・元利均等の２種類のご返済方法があります。
利息計算方法	• 利息は後払いとし、約定返済金額とともにお支払いただきます。 なお、付利単位は１円とし、次の計算による利息をお支払いただきます。 • 元金均等返済の場合（初回を除く）：ご融資残高×年利率×月数×1/12（円未満切捨て） • 元金均等返済の場合、および元利均等返済の初回返済の場合：ご融資残高×年利率×日数×1/365（円未満切捨て）

変動金利のお取扱	• ご融資後の利率については、毎年４月１日および 10 月１日現在の当金庫が定める「長期プライムレート」を基準として、年２回見直しを行います。 • ４月１日基準の融資利率は７月返済分から、10 月１日基準の融資利率は翌年の１月返済分から適用されます。
団体信用生命保険	• ご希望により、事業者専用の証書貸付団体信用生命保険にご加入いただけます。（ご加入にあたっては一定の条件があり、通常の金利に 0.3%の上乗せとなります）
保証人・担保	【個人事業者】 • ご家族１名以上（配偶者がおられる場合は必須とします。） • 第三者保証は不要です。 【法人】 • 代表取締役１名以上。 • 第三者保証は不要です。 • 担保は原則不要です。
手数料等	• お借入時ならびに繰上返済・条件変更等をされる場合は、当金庫所定の手数料が必要となります。詳しくは「諸手数料一覧」をご覧ください。
必要書類	• 所定の書類が必要となります。
その他	• お申込に関しては事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 • 現在のご融資利率やご返済額の試算については、当金庫本支店窓口にお問い合わせください。